

富士見都市計画道路の変更について

1. 変更の理由

平成23年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、都市計画法が改正されました。これにより、県が定める都市計画道路は、一般国道、県道、その他の道路で自動車専用道路に限定され、これ以外の都市計画道路は幅員や車線の数に関わらず、市町村が定めることになりました。そこで、計画、整備、管理の一元化を図る目的として、駅前広場は、県管理の都市計画道路とは分離して市町村が定めることになりました。

2. 対象路線及び変更の内容

(1) 対象路線

別図参照

(2) 変更の内容

県が都市計画道路・鶴瀬駅東通線と合わせて決定していた、鶴瀬駅東口駅前交通広場約3,800平方メートルを新たに富士見市が、「3・1・66鶴瀬駅東口駅前広場」を定めるものです。

※今回の変更は、実質的な道路の位置、区域及び構造の変更は行いません。

3. 法手続き（今後の予定）

	富士見市決定	埼玉県決定
平成26年10月上旬	県知事協議	案の申出
平成26年12月上旬 ～中旬	計画案の縦覧	計画案の縦覧
平成27年1月中旬	富士見市都市計画審議会	市の意見聴取
平成27年2月中旬	計画決定告示 図書の写しの送付	埼玉県都市計画審議会 計画決定告示 図書の写しの送付